

# 今日から始める経済価値ベース・ソルベンシー基準 2015

## ～諸外国等の状況を中心に～

明治安田生命 宮野和宏

【司会】 それでは、明治安田生命の宮野さんにお話しいただきます。よろしくお願いいたします。

【宮野】 ありがとうございます。改めまして、おはようございます。ただいまご紹介に預かりました、宮野と申します。

日本アクチュアリー会年次大会

## 今日から始める経済価値ベース・ソルベンシー基準 2015 ～諸外国等の状況を中心に～

2015年11月11日

宮野 和宏  
(明治安田生命保険相互会社)

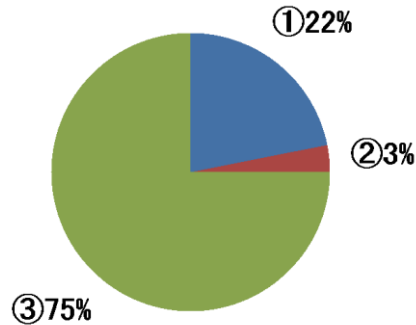
本稿は、個人の見解に基づくものであり、所属組織の見解を代表するものではありません  
本稿は、報道やインターネットホームページ等の情報に基づいて作成しておりますが、作成者はその正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません  
本稿に関する事項について意思決定を行う場合には、必ず原文・原資料を参照してください

本セッションのテーマですけれども、「経済価値ベースのソルベンシー基準」ということでございます。アクチュアリー会の国際基準対策委員会事務局ということで、昨年度に引き続き、私が担当させていただくことになりました。表題も昨年と同様、「今日から始める・・・」ということですので、内容もほぼ同じということになります。表題に2015とつけてしまいましたので、マイナーチェンジぐらいしているかというように期待している方もいらっしゃるかもしれませんが、あらかじめ申し上げておきますと、マイナーチェンジと呼べるほどの違いはございません。

恐らく今回、一番違うことは、双方向ツールを使うということかと思っておりますので、早速ですけれども、テストも兼ねて、少し使用してみたいと思います。昨年度も、この講座を受講したという方1番を、eラーニングで受講したという方は2番を、初めて受講するという方は3番をお願いします。

## 質問:このセッションを受講したことありますか？

1. 昨年度も受講
2. eラーニングで受講
3. 初めて受講



P1

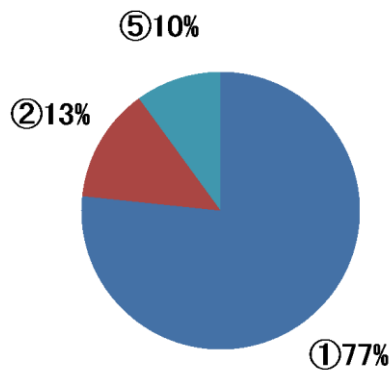
はい、大体出そろったようなので見てみましょう。

ほとんど1番、2番だったらどうしようかと心配していたのですが、3番の方が75%ということで、少し安心しました。

続きまして、あなたの所属会社は？ということで、生命保険会社の方は1番を、損保の方は2番、信託の方は3番、コンサルの方は4番、その他の方は5番ということでお願いします。

## 質問:あなたの所属会社は？

1. 生命保険会社
2. 損害保険会社
3. 信託銀行
4. コンサル
5. その他



P2

はい。それでは見てみましょう。生命保険会社の方が一番多いということですね。生保以外の方も4分の1ぐらいいらっしゃるということですね。

私は生命保険会社の人間でございますので、本日お話しさせていただく内容は、生保の視点からのスライド、発言となっている部分が多々あるかと思えます。また、初級者の方の理解のしやすさや分かりやすさを重視しておりますので、厳密な意味で、正確なご説明とはならない点があるかもしれません。この点は、出典をできる限り記載しておりますので、ご興味のある方は、出典先をご確認いただければと思います。

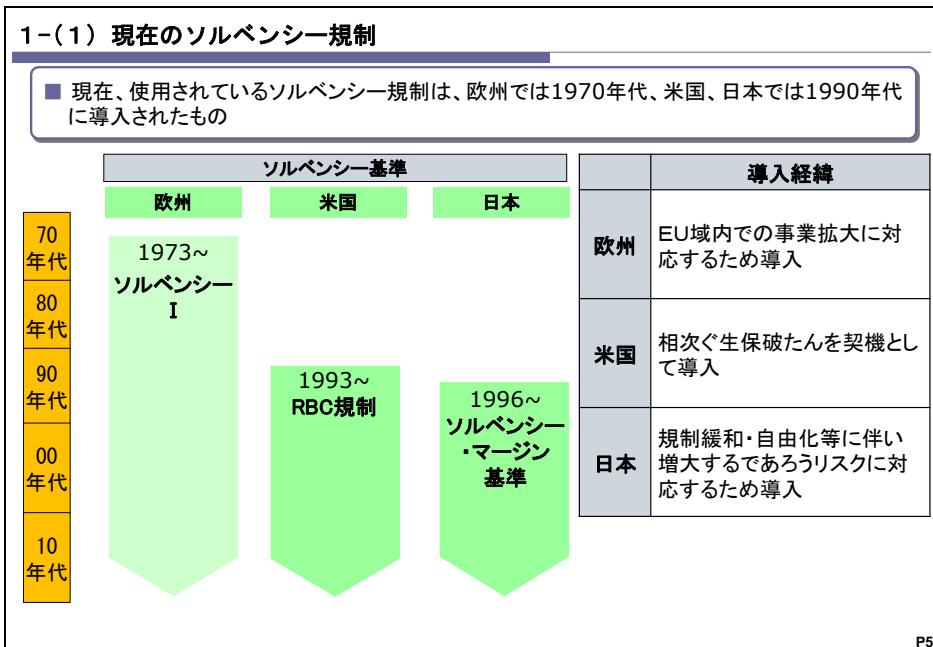
それでは、内容に入っていきたいと思います。

目次	
1.	経済価値ベースのソルベンシー規制について
2.	I A I Sの動向
3.	欧州の動向
4.	米国の動向
5.	日本の動向

P3

本日は、初めに、経済価値ベースのソルベンシー規制とは何なのか、今のソルベンシー規制とどのようなことが違うのかについて説明させていただき、その後、I A I S（保険監督者国際機構）で検討が進められておりますソルベンシー規制に関する国際基準について、そして、欧州、米国、最後に日本の状況について説明していきたいと思います。

まず、経済価値ベースのソルベンシー規制についてです。



P5

はじめに、現在使用されているソルベンシー規制について、その導入時期と導入の経緯を簡単に触れておきたいと思います。まず、欧州が1970年代に、EU域内での事業拡大のための環境整備の必要性から、一足早く導入をしております。EU域内における統一基準が必要というような趣旨で作られたため、かなりぎっくりにした基準になっているというところです。米国では、欧州から遅れること20年、生保の相次ぐ破綻を受

けまして、RBC規制というものを1993年に導入しています。こちらは、欧州のソルベンシー規制と比べますと、リスク評価は随分と細かく算定されるようになっております。日本においては、1996年の保険業法改正の際に、料率自由化などに対応するものとして、ソルベンシー・マージン規制を導入しております。こちらは、米国のRBC規制に倣ったものとなっております。

**1-(1) 現在のソルベンシー規制 ~現行ソルベンシー・マージン評価のイメージ~**

- ソルベンシー・マージンは、各国会計基準に基づく資産・負債の評価により算出
- 要求資本(リスク量)は、各国とも簡易な手法により算出し、ソルベンシー・マージンがリスク量に比べ十分な水準にあるか確認

<b>現行のソルベンシー評価</b>		<b>資産・負債評価 (ソルベンシー・マージン)</b>	・各国会計基準に基づく資産負債評価により算出
		<b>要求資本 (リスク量)</b>	・欧州では、責任準備金の一定割合など極めて簡易的な算式で算出 ・米国、日本では、リスクカテゴリごとに計測されたリスク量を統合して算出 ・リスク量は、決められた係数表に基づき計算する「リスクファクター方式」を採用

(日本のリスク量算定式の例)  
 普通死亡リスク : 危険保険金額 × 0.6‰  
 疾病入院リスク : 疾病入院日額総額 × 予定平均給付日数 × 7.5‰  
 予定利率リスク : 責任準備金残高 × 予定利率別のリスク係数

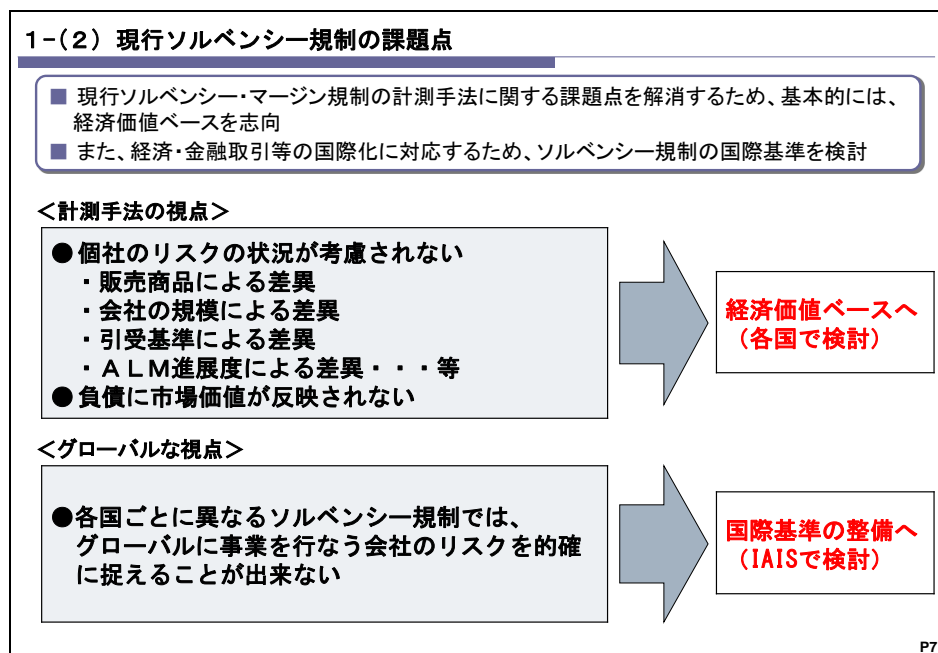
P6

そもそも、ソルベンシー規制とは何かということ、まず少し確認をしておきますと、保険会社は、通常の支払い債務の備えるために保険負債を評価し、これに見合う資産を確保する必要があるというところ。さらに、通常の支払いを超えて起きると想定されるリスクに備えて、自己資本や、それに類する資本的なもの、日本で言えば、危険準備金や価格変動準備金などを保有しております。このような保険負債を超えて保有されるバッファーをソルベンシー・マージンと呼んでおります。このソルベンシー・マージンが想定しているリスク量と比べて、十分な水準にあるのかどうかを見ることが、ソルベンシー規制の主たる機能でありまして、十分な水準にない場合には、何らかの行政措置が下されるということになります。このような大きな枠組みにつきましては、各国共通しているものであります。

では、このソルベンシー・マージンは、どのように算定しているのかと言いますと、現在は、各国のそれぞれの会計基準に基づく資産・負債評価により算出されているということになります。スライドには、日本の現行ソルベンシー評価のイメージ図を記載しております。日本では、資産側は、ほぼ時価ベースで評価されていますが、負債側はといいますと、皆さんご存じのとおり、契約時の計算基礎率に基づいて計算された簿価ベースの評価額を使用しているということになります。いわゆるロックインベースと呼ばれるものです。このように評価された資産と負債の差額がソルベンシー・マージンとなっているというところ。このように評価された資産と負債の差額がソルベンシー・マージンとなっているというところ。このように評価された資産と負債の差額がソルベンシー・マージンとなっているというところ。

次にリスク量ですが、こちらは、リスク・カテゴリーごとに計測されたリスク量を統合して算出しているということなのですが、それぞれのリスク量というのは、決められた係数に基づき計算する、リスクファクター方式と呼ばれるものを採用しているということです。具体的には、スライドの下の方に例示を記載していますが、例えば、危険保険金額に一定の係数を掛けて普通死亡リスクを出す、責任準備金残高に予定利率別の係数を掛けて予定利率リスク量を算定するという、比較的簡単な計算でできるようになっているというところ。簡単に計算できるということは、保険会社の負荷はもちろんのこと、当局での

検証も容易で、客観的な数字であるというようなこともあり、非常に大きなメリットがあるわけですが、当然、課題点も出てくるということになります。



どのような課題かということ、こちらのスライドに記載しております。まず、ソルベンシー・マージン、リスク量の計測手法ではどのような課題があるかということですが、一つは、個社のリスクの状況が十分には考慮されていないということになるかと思えます。リスク量算定に用いるリスク係数ですが、どの保険会社にも、同じ係数を用いて計算をしているということになります。本来は、販売している商品によって違うでしょうし、大きな会社か小さな会社か、引き受け基準が厳しいのかそうではないのか、そのようなところによって違うのしょうけれども、全社平均的な係数を使用して設定しているということになります。つまり、現在のリスク量算定では、個社のリスクの状況をきめ細かく考慮しているというようには、言えないものなのかと思っております。

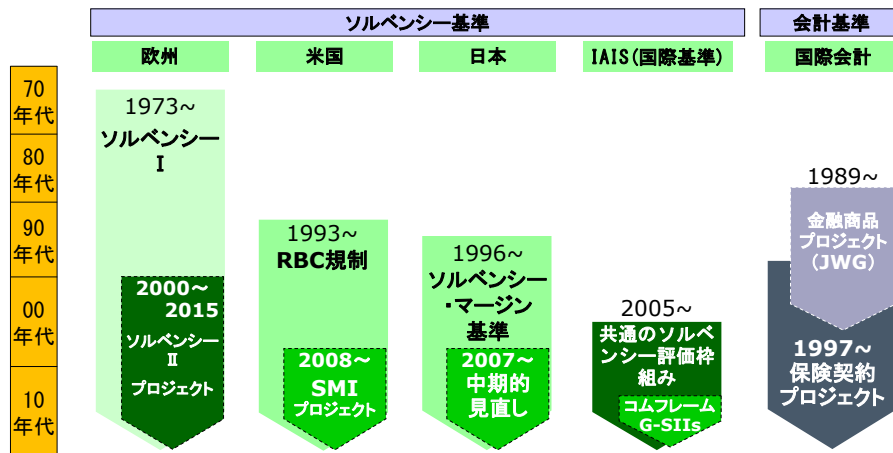
もう一つは、保険負債がロックインベースになってしまっているということです。保険負債は、現時点での実際死亡率や事業費率、解約率が反映されていません。そして、一番は、現在の金利を反映せずに、販売時の標準利率で評価されているというところです。

一方、資産の方はといいますと、先ほど説明しましたとおり、基本的には時価で評価されていますので、例えば、金利が上昇した場合には、債券価格は下落してしまいますので、ソルベンシー・マージンが減少してしまうというわけです。もちろん、資産側を簿価ベースで評価する責任準備金対応債券や満期保有債券の活用などにより、このような事態に対して、ある程度手当はされてはいるものの、本来、緩やかな金利上昇というものは、保険会社にとってはいいことだと思いますが、現在のソルベンシー規制では悪いこととして評価されてしまうこともあるということになります。このようなことに対応するため、ソルベンシー規制の見直しの大きな流れとしては、経済価値ベースに向いているというところかと思えます。

それから、グローバルな視点からですけれども、経済・金融取引などの国際化が進む中で、各国ごとに異なるソルベンシー規制では、グローバルに事業を行う保険会社のリスクを的確に捉えることができないという課題も出てきております。このような課題に対して、ソルベンシー規制に関する国際基準の必要性が高まり、現在、検討を進めているというところになります。

### 1-(3) ソルベンシー規制見直しの動向

■ 経済価値ベースのソルベンシー規制は、国際会計基準とも関連しつつ、各地域における検討が連動する形で議論が進展

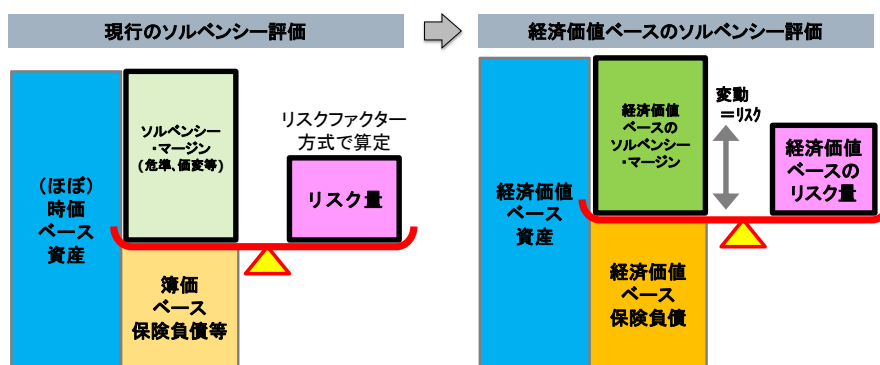


P8

続いて、ソルベンシー規制の各国の状況になります。経済価値ベースのソルベンシー規制は、国際会計基準の議論とも関連しつつ、各地域における検討が連動する形で、議論が進展してきているというところです。具体的にはスライドに記載しておりますが、欧州では2000年より、ソルベンシーIIプロジェクトが進められておりますし、米国では、2008年より、SMIプロジェクトと言われるものが進められております。そして、日本でも2007年より、中期的見直しが進められているというところです。また、保険監督に関する枠組みや国際基準につきましては、IAISで議論が進められているというところになります。

### 1-(4) 経済価値ベースのソルベンシー評価とは？ ~基本的な考え方~

- 「経済価値評価」とは、資産および負債を現在の金融市場に含まれる情報と統合的に評価すること
- 経済価値ベースのソルベンシー・マージンは、資産も負債も経済価値ベースで評価して算出
- 経済価値ベースのリスク量は、経済価値ベースのソルベンシー・マージンの変動として認識



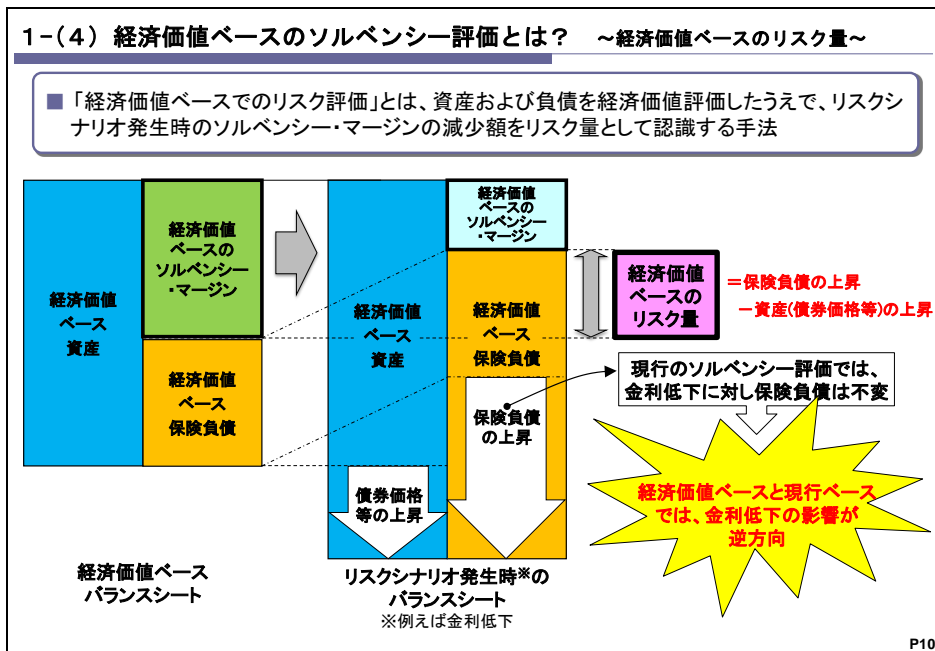
P9

ここで、各国の検討状況の詳細に入る前に、まずは、経済価値ベースのソルベンシー評価とは一体どのようなものかということについて、基本的な考え方を説明したいと思います。経済価値ベースのソルベンシーは、その名のとおおり、資産も負債も経済価値ベースで評価して算出するということになります。経済価値ベースで評価するとは、どのようなことかということですが、金融市場に含まれる情報と統合的に評価することになります。これは、市場価格が利用可能な場合には、その時点での市場価格によって導か

れ、市場価格が利用可能でない場合には、市場整合的な手法などを用いた資産・負債のキャッシュフローの評価ということになります。

資産については、市場価格が利用可能なものが多いかと思いますが、保険負債につきましては、一般的には市場で取引されていませんので、市場価格が利用可能ではありません。ですから保険負債は、市場整合的な手法を用いて、保険契約から生じる将来キャッシュフローを生成した上で、その現在価値をもって経済価値ベースの負債評価をするということになります。将来キャッシュフローの生成については、皆さんもよくご存じだとは思いますが、基本的には、当該契約の消滅までに生じる最も実現しそうなベストエステイメイトと呼ばれるキャッシュフローを生成しまして、その時点でのリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算出するということになります。このように、経済価値ベースで評価された資産と負債の差額が、経済価値ベースのソルベンシー・マージンということになります。

次に、経済価値ベースのリスク量ですが、これは今までのようなリスクファクター方式ではなく、各種前提、これは死亡率や解約率、金利水準などになりますけれども、このようなものに信頼水準に基づくストレスを掛けた際に生じるソルベンシー・マージンの変動として認識されることになります。



こちらのスライドは、金利低下というリスクシナリオが発生した場合のバランスシートを記載しております。まず、資産側ですけれども、金利が低下することで債券価格が上昇するということになります。現行のソルベンシー・マージンですと、この負債側は変わりませんので、ソルベンシー・マージンが増加するということになってしまいますけれども、経済価値ベースのソルベンシーの場合は、負債側も、足元の金利で評価することになりますので、金利が低下しますと、保険負債も増加することになります。

生命保険会社ですと、資産のデュレーションよりも負債のデュレーションの方が長いことが多く、一般的には、図に記載のとおり、資産の増加以上に保険負債が増加してしまうということになります。この結果、現行のソルベンシー・マージンとは逆に、経済価値ベースのソルベンシー・マージンは減少することになります。このソルベンシー・マージンの減少額、これが金利低下によるリスク量というように測定されることになります。スライドには、この金利低下の例を示しておりますけれども、金利以外にも、為替や株式もというような市場リスクや、死亡率、解約率、事業費率という保険引受リスクなど、リスク量を同様に計測いたしまして、リスク・カテゴリーごとの相関を考慮して統合して、経済価値ベースのリスク量を算定

するということが、現在の一般的な手法になっております。

1-(4) 経済価値ベースのソルベンシー評価とは？ ～経済価値ベースの保険負債～		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険負債評価における基本的なアプローチとして「出口価値」や「履行価値」が存在</li> <li>■ 出口価値は、「保険契約をどこか別の会社に移転する」という場面で必要となる金額</li> <li>■ 履行価値は、「当該保険会社が保険契約を最後まで保持する」という場面で必要となる金額</li> </ul>		
〔保険契約プロジェクトにおける基本的な評価アプローチ〕		
	内容	備考
<b>出口価値 アプローチ</b> 保険契約DP パラグラフ 60、93、 104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約の権利と義務を直ちに他の企業に移転するための対価として保険者が支払うことを見込む額</li> <li>－金利等のマーケットが存在するアサンプションについては、マーケットと整合的なものを用いる</li> <li>－サービスのコスト等、マーケットが存在しないアサンプションについては、<b>平均的な移転先企業で必要とする額を想定</b>する</li> <li>・ IASBによると、出口価値と公正価値について、同じかどうかは判断できないが、重要な差異は確認できないとしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約プロジェクトの開始時期から、2007年のディスカッションペーパー公表時にかけて採用</li> <li>・ 同時期、金融商品会計においても、「公正価値」アプローチを志向</li> <li>・ 公正価値とは、「市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または、負債を移転するために支払うであろう価格」</li> </ul>
<b>履行価値 アプローチ</b> 保険契約 再公開草案 パラグラフ 22、BCA22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約者への給付金及び保険金の支払いによって、一定期間にわたり直接的に保険契約を履行すると予想している事実を反映する方法で測定した額</li> <li>－キャッシュフローについては、<b>自社の視点を反映</b>しているが、マーケットがあるものについては、観察可能な市場価格と整合的なものとするを要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010年の公開草案から採用</li> <li>・ IASBは2009年に、新しい金融商品基準を策定したが、そこでは、金融資産の特性に応じ償却原価と公正価値のいずれかを用いることとしている</li> </ul>

P11

経済価値ベースの保険負債については、先ほど、算出方法についての概略をお話ししましたが、基本的な評価アプローチは出口価値と呼ばれるものと、履行価値アプローチと呼ばれる二つの手法がございます。スライドに記載しておりますものは、IFRSの保険契約プロジェクトで示された二つの考え方になります。IFRSの中で、大きな概念の変更が、2007年から2010年にかけて行われております。2007年にディスカッション・ペーパーというものが公表されたのですが、こちらでは、出口価値で保険契約を測定するというものだったと言われております。一方で、2010年に公開草案が出ておりますけれども、この間に議論が相当ありまして、出口価値から履行価値に、考え方が変わっているというところです。

出口価値アプローチについては、ディスカッション・ペーパーの特定のパラグラフを抜き出して記載しております。また下段に、履行価値アプローチについても、公開草案のパラグラフから抜き出して書いておりますので、少し、こちらの方を読み上げてさせていただきます。出口価値アプローチというものは、「保険契約の権利と義務を直ちに他の企業に移転するための対価として保険者が支払うことを見込む額。金利等のマーケットが存在するアサンプションについては、マーケットと整合的なものを用いる。サービスのコスト等、マーケットが存在しないアサンプションについては、平均的な移転先企業で必要とする額を想定する」というように記載をされております。

一方の、履行価値アプローチの方は、「保険契約者への給付金及び保険金の支払いによって、一定期間にわたり直接的に保険契約を履行すると予想している事実を反映する方法で測定した額。キャッシュフローについては、自社の視点を反映するとしているが、マーケットがあるものについては、観察可能市場価格と整合的なものとするを要求」というように記載をされております。

これは、パッと読んだだけでよく分かりにくいのですが、ざっくり言いますと、上にも少し記載をしておりますけれども、出口価値は、保険契約をどこかの別の会社に移転するという場面において、必要となる金額を指しているということになります。履行価値は、その保険会社がずっとその保険契約を保持したまま、最後までに必要とするお金、それを保持するために必要な資産の額が幾らなのかという金額を指しているということになります。

例えば、具体的に何が変わってくるかということですが、キャッシュフローの見積もり、事業費や、

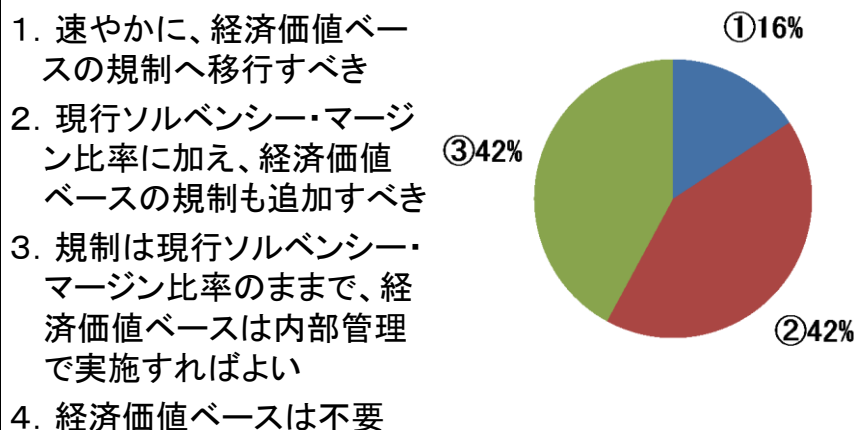


事業費に関連して変化するかもしれない継続率、例えば、このようなものが変わってくるのではないかということ。例えばということで、資料に記載していますように、出口価値では、マーケットが存在しないアサンプションについては、平均的な移転先企業の評価にするとされています。例えば、自分の会社は、営業職員さんにたくさん事業費を払って、それで継続率を非常に高くしようというような考えで実施している会社があったとします。出口価値アプローチの場合、自分の会社が、そのようなポリシーに従って事業費を使っていたと、その結果、継続率も高くなったということになったからといって、他の会社に移転したらそうではないかもしれない、そうであれば、業界平均的なものを使いましょうというような考え方になります。一方で、履行価値アプローチの場合は、元々の会社でずっと、その契約を保持することが前提になりますので、自分の会社の前提を使えばいいというようなことになります。業界平均の前提を使うか、会社固有の前提を使うのかというところが、出口価値か履行価値かで変わってくるということかと思えます。以上が、経済価値ベースのソルベンシー評価についての基本的な考え方の説明となります。

では、ここでまた質問をしたいと思えます。

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入について、皆様の意見に最も近いものを選んでください。速やかに、経済価値ベースの規制へ移行すべきだと思う方、1番をお願いします。現行ソルベンシー・マージン比率に加え、経済価値ベースの規制も追加すべきだという方、2番をお願いします。規制は現行ソルベンシー・マージン比率のままで、経済価値ベースは内部管理でやればいいのかという方、3番です。経済価値ベースなど不要だという方、4番をお願いします。では、ボタンをお願いします。

### 質問: 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入について、あなたの意見に最も近いものは?



P12

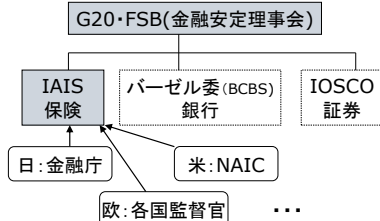
はい。では大体出ましたでしょうか。さすがに4番はいらっしゃらないですね。1番の速やかにという方が16%、2番の両方、並列でやるべきだという方と3番の内部管理で実施すればよいという方がどちらも42%という結果になりました。速やかにという言葉がなければ、もう少し、もしかしたら1番が多くなったのかなとも思います。ありがとうございました。

ここから、ソルベンシー規制に関する国際基準の状況および各国の動向を順に見ていくこととします。まずは、国際基準を検討しているIAISの動向でございませう。

## 2-(1) IAISの位置付け

- 保険監督に関する国際的な基準設定はIAIS(保険監督者国際機構)が担っている
- IAISは、ICP(保険コアプリンシプル)を通じて、各国の保険監督設定において遵守すべき原則・基準を定めている。ソルベンシー基準についても、基本原則が存在

### 〔国際的な金融監督体制〕



- IAISとは
- ・1994年設立(バーゼル本拠)
  - ・メンバーは各国の保険監督当局
  - ・保険監督の国際基準を策定
    - ー IAIS自身は、直接保険会社を監督しない。また、監督基準そのものを直接には策定しない
    - ー 各国監督官が自国の監督制度を策定する上で遵守すべき原則・基準を定めている

### 〔IAISの規定(ICP)の一覧〕

ICP1 監督者の目的、権限および責任	ICP14 評価
ICP2 監督者	ICP15 投資
ICP3 情報交換および守秘義務要件	ICP16 ソルベンシー目的の全社的リスク管理
ICP4 免許付与	ICP17 資本充分性
ICP5 適格性	ICP18 仲介人
ICP6 支配権の変更および包括移転	ICP19 事業行為
ICP7 コーポレート・ガバナンス	ICP20 公衆開示
ICP8 リスク管理および内部統制	ICP21 保険詐欺対策
ICP9 監督上のレビューおよび報告	ICP22 マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策
ICP10 予防および是正手段	ICP23 グループ全体の監督
ICP11 執行	ICP24 マクロ健全性監視および保険監督
ICP12 清算および市場からの撤退	ICP25 監督上の協力および調整
ICP13 再保険および他の形態リスク移転	ICP26 危機管理における国境を越えた協力および調整

#### ソルベンシーに関する主なICP

- ICP14: ソルベンシー目的の資産負債の評価方法
- ICP17: 要求資本(必要となる資本の額)および資本リソース(資本としてカウントするために満たすべき質と適格性)

P14

IAISの位置づけから見えていきます。国際的な金融監督体制の模式図をスライドの左上に記載しております。IAISは、G20、FSBのもとに存在しておりまして、各国監督官が自国の監督制度を策定する上で、遵守すべき原則・基準を定めております。基準の名前はICP、保険コア・プリンシプルと言います。スライドの右側にありますとおり、ICPは1から26という構成になっておりまして、1個1個が独立して完結しているような形になっております。

この中で、特にソルベンシー基準に関係あるものが、ICP14の評価と、ICP17の資本充分性というところになります。ICP14は資産・負債の評価技法を定めておりますので、結果的にその差額であるところの資本の測定がICP14を用いてできるということになります。ICP17は、幾らの資本を持っていけないかと、すなわち、リスク量がどう定められるべきなのかを規定する基準になっております。資本の額とリスク量が計算できれば、ソルベンシー基準を満たしているかどうか測定できますので、この二つが重要な基準となります。

## 2-(2) IAISの規定

- IAISの規定は、①保険基本原則、②監督基準、③指針の3層で構成される
- これらの規定は、IMFが実施するFSAP(金融セクター評価プログラム、詳細後述)を通じ、金融庁の制度設計に対する影響力は強い

### 〔IAISの規定の構成〕

保険コア プリンシプル (ICP)	各国の監督制度に存在しなければならない必須要素を規定する (例えば、"監督者は○○を実施する"等) [ICP14の例] 監督者は、ソルベンシー目的での資産および負債の評価のための要件を確立する。 [ICP17の例] 監督者は、保険会社が重大な予想外の損失を吸収できるようにするため、および、一定の監督上の介入を規定するために、ソルベンシー目的での資本充分性要件を確立する。
監督基準 (Standards)	監督当局が特定のICPの遵守を示すために満たすべき、ハイレベルの主要な要件を設定する (例えば、mustを用いる等) [ICP14の例]14.4 資産および負債の評価とは、経済価値(economic valuation)である。 [ICP17の例]17.2 監督者は、逆境(adversity)においても、保険会社の保険契約者に対する債務が、約定どおりに引き続き履行されるために充分なレベルで規制上の資本要件を設定し、また、保険会社に規制上の資本要件を満たす資本リソースを維持するよう要求する。
指針 (Guidance)	ICPステートメントまたは基準が意味するものを記載する。また、ICPや監督基準を実施する方法の例を提供する。それ単独では、新規の要件を規定しない (例えば、should、mayを用いる等) [ICP14の例]14.5.5 資産および負債の経済評価のために、市場整合的な評価を用いることが適切となりうる。 [ICP17の例]17.3.1 監督者は、資本リソースがコントロール水準を下回った場合に、監督者が保険会社の経営に対する介入措置を発動することとなるコントロール水準を設定するべきである。このコントロール水準は特定の枠組み、または、監督者に行動の自由を認めるより一般的な枠組みによって裏づけられることがある。監督者によるコントロール水準設定の目標は、保険会社の履行すべき債務の履行不能による損失から保険契約者を守ることにある。

FSAPの評価項目

<http://www.iaisweb.org/ICP-on-line-tool-689>

P15

こちらのスライドでは、IAISの規定の構成について、ICP14、17の例も参照しながら、説明していきたいと思います。IAISの規定は、3段階の構成になっておりまして、1番目が保険基本原則、いわゆるプリンシプルと呼ばれるものです。2番目が監督基準、スタンダードと言っています。3番目が指針、こちらはガイダンスと言いますけれども、この三つの層で構成されています。

プリンシプルの中身は、各国の保険監督制度に存在しなければならない必須要素というようになっています。例えば、ICP14では、「監督者は、ソルベンシー目的での資産および負債の評価のための要件を確立する」とあり、ICP17では、「監督者は、保険会社が重大な予想外の損失を吸収できるようにするため、および一定の監督上の介入を規定するために、ソルベンシー目的での資本充分性要件を確立する」と書いてあります。つまり、どこの国の監督官も、ソルベンシー・マージン基準のようなものを規定しなさいということが書いてあります。

次の監督基準は、監督当局が、特定のICPを遵守するために満たすべき、ハイレベルの主要な要件を規定することとされています。こちらの方は、ICP14.4には、「資産および負債の評価とは、経済価値である」と書いてあって、ソルベンシー目的の資産・負債の評価として、経済価値ベースとすることを求めています。また、ICP17.2では、「監督者は逆境においても、保険会社の保険契約者に対する債務が、約定どおりに引き続き履行されるために十分なレベルで規制上の資本要件を設定し、また、保険会社に規制上の資本要件を満たす資本リソースを維持するよう要求する」と書いてありまして、つまり、基準を決める際には、十分な資本を要求する基準がないといけませんと記載されているということです。具体的に、何%でないといけないかという点は、各国の監督官の裁量に委ねられておりまして、ICPの中では、このようなことを決めないといけませんということだけが求められています。

ガイダンスの部分については、新規の要件を規定しておりません。遵守義務が課せられるのは、この上の二つ、プリンシプルとスタンダードの部分だけでございまして、ガイダンスに関しては、例を示しているにすぎず、これを遵守していないとだめだということを規定しているわけではないということになります。プリンシプルとスタンダードの遵守義務については、もう少し正確に言いますと、実は、法的な意味での拘束力はないということになります。ただ、FSAP（金融セクターの評価プログラム）というものがございまして、結果的にそれで、実質的な遵守義務に相当するような効果が生じているということになっております。

次のスライドで、FSAPについて、少しご説明させていただきますが、その前に、ここは中級者向けのコメントとなりますが、先ほど、監督基準の例示に挙げましたICP14.4の「資産および負債の評価とは、経済価値である」ということについて、ガイダンスでは、市場整合的な評価だけではなく、ロックイン評価である償却原価法も経済価値として適切になりえると書かれておりますので、ご留意いただければと思います。なお、本日のこの場では、経済価値ベースとは、ガイダンスにおける市場整合的な評価を念頭においてご説明させていただきます。

## 2-(2) IAISの規定 ~2011年の日本へのFSAPについて~

- 日本では、2011年末~2012年初にかけて、FSAPが実施され、評価書も公表された  
〔総論〕日本の金融市場は、金融システムの強化がなされている旨評価  
〔保険セクター〕各論として、経済価値ベースソルベンシーに関する言及がなされている

### 〔FSAP(金融セクター評価プログラム)の目的と概要〕

- IMF加盟国の金融システムの健全化を促進する観点から、以下を目的として実施
  - 各国の金融システムの強靱さと脆弱性の評価
  - 鍵となるリスクの源泉がどのように管理されているかの判定
  - 金融セクターの発展と技術支援の必要性の確定
  - 政策上の回答の優先度をつけることの支援
- IMFと世界銀行のジョイントで実施
- 銀行、証券、保険、決済システム等、包括的な評価を行う。保険セクターに関しては、以下の2つの観点での審査
  - IMFとFSAが合意した特定のシナリオにおけるストレステストの実施
  - ICPIに基づく、保険監督制度の整備状況の評価〔なお、今回(2011年)の日本は、2011年10月に採択された新ICPIに基づく初めての評価対象国〕

### 〔FSAP評価書(2012年8月1日公表)の記載内容〕

#### 総論

- ・ 前回の評価(2003年)に比べ、金融システム強化の面で進展
- ・ しかしながら、将来的には、公的債務や成長率の低下が課題

#### 保険セクターに関する評価

- ・ ICPの高いレベルでの遵守が確認された
- ・ 今後、FSAは、これらの取組みを基礎として、特に以下の分野において保険監視を強化すべきである
  - ソルベンシー評価は、資産および負債の経済価値評価に基づくべきであり、全時間軸にわたる将来キャッシュ・フローを考慮に入れる
  - FSAは現在、経済価値により密接に関連する評価アプローチに移行する可能性を考えている

(出典) <http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=26137.0>

P16

それでは、FSAP(金融セクター評価プログラム)についてです。FSAPとは何かということを書き左側に書いていますが、IMF加盟国の金融システムの健全化を促進する観点で実施するもので、銀行、保険、証券などの監督に関し、金融庁に対してIMFが立ち入り検査をするというイメージです。日本に関しても、FSAPが過去2回行われておりまして、一番最近に入ったのが、2011年になります。そのFSAPの評価が2012年8月に公表されています。スライドの右側に少し記載しておりますが、総論では、IMFから、前回の評価に比べ、金融システム強化の面で進展しているという非常に高い評価を受けております。また、保険セクターに関する評価を見ましても、ICPの高いレベルでの遵守が確認されたという評価を得ています。

しかし、幾つか課題点も記載されております。その中の一つが、ICP14に対してでありまして、赤字部分を読みますが、「ソルベンシー評価は、資産および負債の経済価値評価に基づくべきであり、全時間軸にわたる将来キャッシュ・フローを考慮に入れる」とありまして、FSAにおいては、新たに生じる経験および予測される将来の経験を十分に考慮するため、自身の評価アプローチを改定すべきであると評価されています。そして、経済価値ベースのソルベンシー規制への移行を進めるよう、日本に勧告をしているという状況でございます。なお、日本に対する次回FSAPは、2016年冬頃に入るのではないかと推測をされています。

## 2-(3) G-SIFIおよびコムフレーム

■ ICPのほかに、IAISでは、国際的な監督枠組みとしてG-SIIsやコムフレームの議論を行っている

	G-SIIs(ジーシーズ) Globally Systemically Important Insurers	ComFrame(コムフレーム) Common framework for internationally active insurance groups (IAIG)
目的	金融システム上重要な金融機関に対する 上乗せ規制	国際的に活発に活動する保険会社グループ (IAIG)に対する共通の監督枠組み
対象	9社が選定される(初回は2013年7月公表。毎年見直し) — システミックリスクの原因となりにかねない保険会社 — 具体的には、大きな保険会社について、次の観点で システミックリスクの度合いをランキングし、選定 ・規模 ・国際的な活動 ・相互関連性 ・非保険・非伝統的保険事業 ・代替可能性の無い事業	【検討中】 (2013年10月に草案公表) 国際的に活発に活動する保険会社グループ 一次の①②の両方を満たすか、それに準ずるもの ①総資産500億ドル以上 または総収入100億ドル以上 ②3カ国以上から保険料収入があり、かつ海外事業の保険料収入が、全体の10%以上
資本規制	✓BCR(Basic Capital Requirement) — 2014年11月 BCR完成(G20承認)  ✓HLA(Higher Loss Absorbency) — 2015年11月 BCRを基礎としたHLA完成予定 — 2019年 HLA適用開始予定	✓ICS(Insurance Capital Standard) — 2019年 ICS(ver.2.0)完成予定 — 2020年以降 ICS適用開始?

P17

ICPの他にも、IAISでは、金融危機の発生と、それを防止できなかった金融規制の在り方についての反省から、「国際的に活動するシステム上重要な保険会社」および「国際的に活発に活動する保険会社グループ」に対する資本規制の検討を推進しているところです。「国際的に活動するシステム上重要な保険会社」のことは、G-SIIsと呼んでおりまして、対象会社は、毎年11月にFSBから公表されることになっております。今年も11月3日に公表されておりまして、9社が選定されているという状況です。選定の基準につきましても、ここでは詳しくは述べませんが、規模や国際的な活動状況だけでなく、非伝統的業務、非保険業務を行う保険グループは、伝統的業務を主として行っている保険会社よりも、システミックリスクを増幅させる可能性が高いという考えに立って、対象の保険会社を選定しているということになります。ちなみに、この対象の9社の中に、日本の会社は、現在含まれてはおりません。このような保険会社が破綻などしますと、金融システムに大きなインパクトを与えてしまうという懸念から、基礎的な資本要求のBCR、そして、より高い損失吸収力を保持しているかを確認するためのHLAといった、G-SIIsに対する資本規制を開発中というところです。BCRはすでに完成しておりますけれども、HLAについても、数日後のG20で採択される見通しでございます。

続いて、「国際的に活発に活動する保険会社グループ」ですけれども、こちらは、IAIGと呼んでおります。そして、このIAIGに対する共通の監督枠組みをコムフレームと呼んでおり、IAISでは、2010年7月から検討を進めています。コムフレームは現在、定量的な基準を持っておりませんが、2013年10月に「バーゼル規制と同様な定量的基準を定め、まずはIAIGを対象に導入すべきである」との方針をIAISが公表し、IAIGのための資本要件ICSの検討を開始しているというところです。こちらはひとまずバージョン1.0として2017年5、6月に開発し、バージョン2.0として2019年までに開発を行う予定です。現在、世界各国の保険会社のボランティアによるフィールドテストなどがIAIS主導のもと実施されているところです。各国ごとに資本規制が異なる中、世界共通の資本規制がどのようになるのか、国際展開を積極的に進めている保険グループは注視しているところになります。

## 2-(3) G-SIFIおよびコムフレーム ~対象範囲~

■コムフレームとG-SIIは別の文脈ではあるが、G-SIIパッケージは、コムフレームの上乗せ規制になると整理されている

### <保険会社タイプ>

保険会社	保険会社グループ	国際的に活動する 保険会社グループ (IAIGs)	グローバルなシステム 上重要な保険会社 (G-SIIs)
------	----------	---------------------------------	------------------------------------

### <監督規制>

第一段階=ICPs	個社みに適用される ICPs	個社およびグループに適用される ICPs	
第二段階=ComFrame 検討中の資本規制:保険会社資本基準(ICS)(※)		ComFrameの資本規制 ICS(2019年確定予定)	
第三段階=G-SIIsに対する政策措置 検討中の資本規制:基礎的資本要求(BCR)(※)、より高い損失吸収力(HLA)(※)			G-SIIsに対する政策措置 BCR(2014年確定) HLA(2015年確定予定)

・フィールド・テストで収集したデータを基に検討

・ICSが開発される際、BCRの役割が再評価される予定

(※)それぞれの資本規制に抵触した場合の措置等の詳細は現時点で不明(検討中)

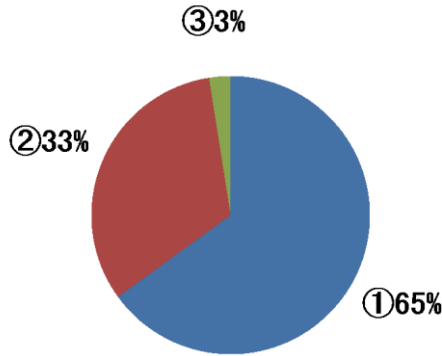
P18

今、説明したコムフレームとG-SIIsは別物なのですが、スライドに記載のとおり、G-SIIsに対する資本規制は、コムフレームに対する資本規制の上乗せ規制になると整理されております。これは、G-SIIsに選定される会社はIAIGでもあるという包含関係にあるためです。また、G-SIIsに対するBCRとIAIGに対するICSですが、これはどちらも資本要件を表すものでありますので、ICSが開発される際に、BCRの役割が再評価されることとなっております。グローバルな保険グループは、自国の規制に加えまして、このような動きに対応せざるを得ないため、規制対応コストの増大も懸念されているというところです。ここまでが、IAISにおけるソルベンシー規制の最近の動向となります。より詳しくお知りになりたい方は、午後のプログラムにあります、「IAISの国際的な保険資本基準(ICS)について」をご聴講いただくのがよいのではないかと思います。

それでは、ここでまた質問をしたいと思います。国際的な資本規制と国内の資本規制の関係についてどうお考えでしょうか?ということですが。国内規制は国際規制に合わせるべきとお考えの方は1番をお願いします。国際規制にとらわれず、日本の特性に合った国内規制を作るべきとお考えの方は2番を、国内規制は現行のままでよいという方は3番をお願いします。

**質問:国際的な資本規制と国内の資本規制の関係について、あなたの意見に最も近いものは?**

1. 国内規制は、国際規制に合わせるべき
2. 国際規制に囚われず、日本の特性にあった国内規制をつくるべき
3. 国内規制は現行のままよい



P19

ではこの辺で、結果を見てみましょう。1番という回答が多いようです。やはり、二重規制は避けたいというところでしょうか。また、IAIGに該当した会社だけ、資本要件が厳しくなるというようなことと、公平な競争も阻害されることとなりますので、1番を選択された方が多いのかなと思います。続いて2番ですね。世界共通の基準ですと、必ずしも日本にとってベストな評価というわけではないというところもございますので、2番という方も多いのかなと思います。さすがに3番という方は、先ほどの、経済価値ベースが不要という方がいなかったように、非常に少ないですね。ありがとうございました。

続いて、欧州の動向になります。

**3-(1) 現行基準の状況**

■ 欧州の現行規制である「ソルベンシー・マージン規制(通称ソルベンシー I)」は、各国会計基準に基づく資産負債評価に基づいている。また、要求資本については、簡易的な算式で算出される

〔欧州ソルベンシー I の概要〕

資産・負債評価(ソルベンシー・マージン)	要求資本(リスク量)
各国基準に従った資産負債評価をベースとして、一部調整 調整の例 資産評価が低下法の場合(独仏等)、含み益をマージンに上乘せ	責任準備金の4% + 危険保険金の0.3%

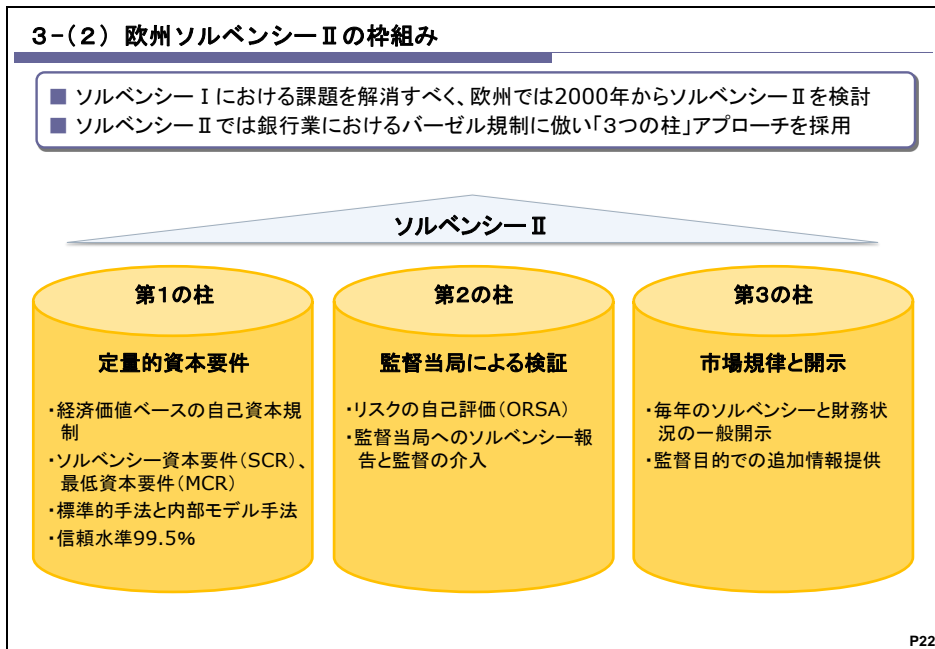
<b>ソルベンシー I の課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク量の算出方法が簡便で個社ごとのリスク差異が考慮されていない</li> <li>・資産内容の差異が算定に含まれず、また、負債についても市場価値が反映されていない</li> <li>・リスク分散効果が考慮されていない</li> <li>・監督方法が不明確</li> </ul>
---------------------	---

日本アクチュアリー会 保険2(生命保険) 第6章「ソルベンシー」

P21

まず、現行基準の状況です。イントロでもお話ししましたが、ソルベンシー I は、1970年代から使用されている基準で、非常にざっくりしたものとなっております。要求資本に関しては、死亡保険については責任準備金の4%+危険保険金 0.3%ということで、非常に簡単な方法でリスク量を出しているというこ

とです。日本の現在のソルベンシー基準と比べても、随分とすっきりした印象もあるかと思います。ここまですっきりしていると、当然、課題点も多くございまして、冒頭でお話しした現行ソルベンシー規制の課題点に加え、ソルベンシー I では、資産内容の差異が算定に含まれていないという点や、リスクの分散効果が考慮されていない点などが挙げられております。このままでいいというわけでもなく、課題解決に向けて、基準を見直していこうというプロジェクトが当然ありまして、それがソルベンシー II になります。



はじめに、ソルベンシー II の枠組みについて見ていきたいと思っております。2000 年からソルベンシー II の検討を開始していますが、ソルベンシー II では、スライドに記載の「3つの柱」アプローチを採用しています。第1の柱は、「定量的資本要件」であり、保有しているリスクに対応できる資本水準が確保されているかを検証し、保険会社の量的側面を監督するものとなっております。第2の柱である、「監督当局による検証」は、リスク管理システムや内部管理の強靱性や有効性の確認により、質的な側面から監督を行うものです。この質的要件の中には、ORSAと呼ばれる保険会社が保有するリスクとソルベンシーの自己評価も含まれております。そして、第3の柱である「市場規律と開示」は、開示を推進し透明性を高めることにより、保険会社の市場における自律的な行動を促すものとなっております。



### 3-(3) 基準見直しのスケジュール

- 5度にわたる定量的影響度調査の実施を経て、2009年には「ソルベンシー指令」が採択され、ソルベンシーⅡの導入が正式決定
- その後、長期保証契約影響度調査(Long Term Guarantee Assessment:LTGA)を経て、2014年にソルベンシー指令の改正案(オムニバスⅡ)が採択。現在、2016年1月のソルベンシーⅡ適用開始に向け準備中

#### 〔ソルベンシーⅡの経緯・スケジュール〕

2000年	欧州委員会によるソルベンシー規制改正方針公表
2005年 ～ 2009年	5度にわたる定量的影響度調査(QIS)の実施
2009年	ソルベンシー指令の採択(ソルベンシーⅡ導入の正式決定)
2011年	ソルベンシー指令の改正案(オムニバスⅡ)が欧州委員会から提案
2013年	1月、EIOPAによる長期保証契約影響度調査(LTGA)開始 6月、LTGA結果レポート公表
2014年	ソルベンシー指令の改正案(オムニバスⅡ)を採択
2016年	適用開始

#### 〔ソルベンシーⅡの適用開始時期〕

ソルベンシー指令(2009)	2012年11月より適用開始
オムニバスⅡ(2011)	当初提案:2013年1月より適用開始 ↓2011年6月に議長調停案 修正案:2014年1月より適用開始 ↓ 適用開始日変更法案を切り離して採択(2012年)
適用開始日変更法案(2013)	2016年1月より適用開始

P23

続いて、ソルベンシー基準見直しのスケジュールについてです。スライドの左側に主な出来事を記載しております。2000年に欧州委員会がソルベンシー規制に関する改正方針を公表したものが、ソルベンシーⅡの基準見直しの始まりかと思えます。その後、2005年から2009年にわたり、5度にわたる定量的影響度調査、いわゆるQISが実施されて、2009年にはソルベンシー指令が採択されました。この採択により、ソルベンシーⅡの導入が正式決定されたわけですが、この指令の中では、2012年11月より適用開始となっております。ただ、ご存じのとおり、2015年11月現在ではまだ、ソルベンシーⅡは適用されておられません。というのも、これを導入した場合の影響に関して、保険会社の立場として、相当程度、現実的には受け入れがたい部分、主なものとしましては、長期保証契約がこのままでは提供困難になってしまうのではないかといたところがございます。提案の修正や適用開始日を遅らせるということが、数回にわたり繰り返されてきました。こうした適用日に関する改正や、長期保証契約に関する対応案などを全部セットにしたオムニバスⅡというものが、2011年に欧州委員会より公表され、後ほど説明いたしますが、長期保証契約の影響度調査、LTGAと呼んでいますが、こちらの実施などを経て、2014年4月にオムニバスⅡが確定いたしました。2016年1月からソルベンシーⅡが適用されるということになりました。現在、適用開始に向けて、各社で準備が進められているところになります。

### 3-(4) ソルベンシーⅡの概要

- ソルベンシーⅡでは、「トータル・バランスシート・アプローチ」と呼ばれる、経済価値ベースの資産負債評価が志向されている

[ソルベンシーⅡの概要(ソルベンシー指令)]

#### 資産・負債評価(ソルベンシー・マージン)

(前文)保険事業者および再保険事業者の財務状況の評価は健全な経済原理によるべきであり、金融市場から提供される情報を最適に利用すべきである。(略)ソルベンシー要件は、バランスシート全体の経済評価(economic valuation)を基礎とすべきである。

(75条) (略)

(a) 資産は、見識があり自発的な当事者間の、独立性を保った取引における、取引されうる金額で評価

(b) 負債は、見識があり自発的な当事者間の、独立性を保った取引における、移転または決済されうる金額で評価

(76条 第2項)保険契約準備金の額は、もし契約上の権利や責任が直ちに他の事業者に譲渡されると仮定した場合に、保険事業者又は再保険事業者が支払わなければならない金額と一致すべきである。

#### 要求資本(リスク量)

(前文)ソルベンシー資本要件(SCR)は、破綻が1/200を超える確率で発生することが無いことを確保する、または今後12ヶ月間、少なくとも99.5%以上の確率で保険契約者に対する義務を果たすことのできる、保険事業者および再保険事業者が保有すべきエコノミックキャピタルの額として決定されるべきである。

(101条第4項)SCRは少なくとも以下のリスクを含める

(a) 損害保険引受リスク

(b) 生命保険引受リスク

(c) 医療保険引受リスク

(d) 市場リスク

(e) 信用リスク

(f) オペレーショナルリスク

(出典) <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32009L0138:en:NOT>

P24

このスライドでは、ソルベンシーⅡの概要ということで、ソルベンシー指令の中から、資産・負債評価と要求資本についての内容を記載しております。この中で特徴的なものは、資産・負債評価に記載した指令の前文なのですが、「ソルベンシー要件は、バランスシート全体の経済評価を基礎とすべきである」と書いてありまして、ソルベンシーⅠの評価基準は、損益勘定、具体的には保険料や保険金を重視したものでしたが、ソルベンシーⅡでは、バランスシートの全ての構成要素を重視した経済価値ベースの手法を用いるというものになります。ソルベンシーⅡにおいては、これをトータル・バランスシート・アプローチと呼んでおります。とりわけ、保険負債の評価にフォーカスをして見ていきますと、規程の75条の(b)に、「負債は、見識があり自発的な当事者間の、独立性を保った取引における、移転または決済されうる金額で評価」と書いてあります。これは、IFRSの当初のディスカッション・ペーパーで採用されていた出口価値の概念と極めて類似した概念になっています。

もう一つが要求資本ですけれども、こちらに、「今後12ヶ月間、少なくとも99.5%以上の確率で保険契約者に対する義務を果たすことが出来る、保険事業者および再保険事業者が保有すべきエコノミックキャピタル」と書いてございまして、いわゆる、タイムホライズンは1年、信頼水準は99.5%とすることが規定をされております。

ここで、保険負債の評価の移転という考え方が、どこに起因しているのかに関しては、必ずしも明らかではありませんけれども、国際アクチュアリー会のいわゆるブルーブック、「保険者のソルベンシー評価のための国際的な枠組み」の考え方に大きく影響を受けているのではないかと思います。

### 3-(4) ソルベンシーⅡの概要 ～ソルベンシーⅡの背景～

- ソルベンシーⅡの枠組みは、IAAのワーキンググループで策定された「保険者ソルベンシー評価のための国際的枠組み(通称ブルーブック)」に大きく影響を受けていると考えられる
- ー ブルーブックでは、規制上のソルベンシー要件を設定するにあたり、保険会社破綻時に、どのようにして清算し契約者の保護を図るかを、最も重要な問題としている

〔ブルーブックの考え方〕 各パラグラフから適宜抜粋

- 3.6 当作業部会が関心を持っているのは、**目標規制資本**である。これは、**監督者が企業に対し保有を義務付けている資本**である。規制資本についての議論は、債務超過に陥った企業の事業清算の支援に十分な資本水準はどの程度かという問題を中心として行われる場合が多い。
- 3.8 保険者破綻時の契約者保護は、規制資本要件を設けることを正当付ける理由である。
- (破綻企業の退出戦略)**
- 3.13 **破綻した保険者の清算方法は、規制資本の決定において最も重要な問題である。多くの場合、破綻企業の保険ポートフォリオを別の保険会社に引き継がせる方法が好まれる。**この場合、規制資本の要件設定における第一の目標は、企業財産の中に十分な資産を積ませ、別の保険者が保険契約を継承する際に、この資産を事業の引受量として引き継げるようにすることである。
- 4.14 ソルベンシー確保のために保険者の真の財務力を正しく評価するためには統合貸借対照表を総合的に評価する必要があると確信している。その評価は**現実的な価値**や**資産と負債両方の一貫した処理**をよりどころとし、隠れた剰余と隠れた欠損を生じないシステムに基づいて実施しなければならない。

(出典)アクチュアリー会会報別冊第216号「保険監督部会(生保・損保) 保険者ソルベンシー評価のための国際的枠組み」  
[https://www.actuaries.jp/member/user/index.php?mode=lib&mode\\_sub=index&cat\\_id=183](https://www.actuaries.jp/member/user/index.php?mode=lib&mode_sub=index&cat_id=183)

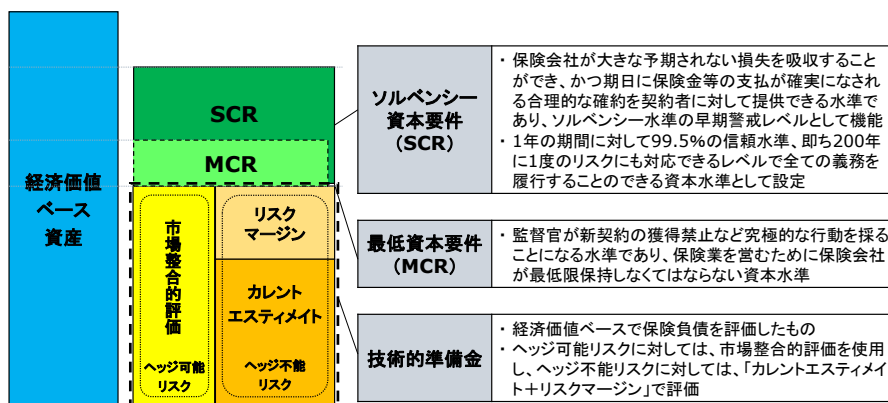
P25

このブルーブック自体は2004年の資料で、ソルベンシーⅡの議論が行われた時期とも符合しています。このブルーブックは国際的によく参照されている資料なのですが、2004年の段階ですでに日本語訳も出ておりまして、会報別冊という形でアクチュアリー会のホームページからも入手可能となっております。

スライドは、ブルーブックの考え方が見えてくるパラグラフを抜粋しております。この中でご紹介したいものは、破綻企業の退出戦略の記載です。3.13の赤字のところを読み上げますが、**「破綻した保険者の清算方法は、規制資本の決定において最も重要な部分である。多くの場合、破綻企業の保険ポートフォリオを別の保険会社に引き継がせる方法が好まれる」と書いてございます。**つまり、破綻した会社の契約を、別の会社に移転することを前提とし、その場面において、破綻処理がうまくいくかどうかを、要求資本の場合において重要視すべきであると言っています。この考え方に基づいて、ソルベンシーⅡにおいては、移転もしくは決済される金額を負債評価に用いることになったと推測をしております。このようなところも、ぜひ、ご参照いただければと思います。

### 3-(5) ソルベンシーⅡの定量的資本要件

- 資産の額が、技術的準備金とSCRを合計した額を下回る場合には、決められた期間内に資本の積み増しを行うことが求められ、ソルベンシー水準の早期警戒レベルとして機能
- MCRは最低限保持しなくてはならない資本水準であり、資産の額が、技術的準備金とMCRを合計した額を下回る場合には、新契約の獲得禁止などの究極的な手段が採られる



P26

続いて、ソルベンシーⅡの定量的資本要件になります。こちらは、皆さん見たことがある図ではないかと思いますが、必要なソルベンシー水準を表したものになります。点線で囲まれた技術的準備金とある部分が、これまでに説明してきました、経済価値ベースで保険負債を評価したものになります。その上に乗っている部分が、SCRというものです。これは、1年の期間に対して99.5%の信頼水準、すなわち200年に1度のリスクにも対応できるレベルで、全ての義務を履行することのできる資本水準として計算をされています。資産の額が技術的準備金とSCRを合計した額を下回る場合には、決められた期間内に資本の積み直しを行うことが求められ、ソルベンシー水準の早期警戒レベルとして機能をします。

もう一つ、SCRよりも小さいMCRというものがございます。こちらは、保険業を営むために、保険会社が最低限保持しなくてはならない資本水準であります。資産の額が技術的準備金とMCRを合計した額を下回る場合には、新契約の獲得禁止など、究極的な手段が、監督者により取られることがあるということになります。SCRの計算は内部モデルの容認も含め、保険会社のリスク管理の高度化を促すために、比較的複雑にならざるをえない面がありますけれども、究極的構造の発動基準となりますMCRは、保険会社がその発動に対して、差し止め請求などの法的措置を取った場合でも十分対抗できるような、強靱な基準であることが求められます。現在の日本のソルベンシー・マージン基準では、算定される数値によって、対応を分けていますが、ソルベンシーⅡでは、このような理由から、SCR、MCRという別の算定方式を使用する仕組みとなっております。

3-(6) ソルベンシー指令の改正案(オムニバスⅡ)の概要		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融危機以降、ソルベンシーⅡに対し、長期保証契約が提供困難になる懸念が示されてきた</li> <li>■ この懸念に対処するため、長期保証契約への影響度調査(LTGA)を実施し、「長期保証契約への緩和措置」がオムニバスⅡに盛り込まれた</li> </ul>		
項目	概要	効果
ボラティリティ調整	・金融市場がストレス状態にあると当局が認定した場合、割引率に当局所定の金利を一律上乗せ	・金融市場のストレスが引き起こす保険会社のリスク性資産圧縮インセンティブを緩和
マッチング調整	・資産と負債のキャッシュフローがマッチングしており、将来キャッシュフローの予見可能性が高い契約について、保険負債の割引率に対応資産の利回りを元の上乗せ	・資産と負債がマッチングしている実態が反映されるため、当該部分については、金利変動の影響を回避
超長期金利の補外	・一定年限までの金利は市場の値を用いるが、それより長期の年限の金利は固定的な値に収束	・長期の年限の金利が固定的な値となり、負債のボラティリティを抑制
移行措置	・基準導入時の既保有契約を対象に、基準導入後、一定年数(最大16年間)にわたり、新基準と現行基準(ソルベンシーⅠ)の割引率を補間した率を使用	・保険会社の財務状況の激変緩和
<a href="https://eiopa.europa.eu/consultations/qis/insurance/long-term-guarantees-assessment/index.html">https://eiopa.europa.eu/consultations/qis/insurance/long-term-guarantees-assessment/index.html</a> <a href="https://www.actuaries.jp/member/user/index.php?mode=lib&amp;mode_sub=index&amp;cat_id=523">https://www.actuaries.jp/member/user/index.php?mode=lib&amp;mode_sub=index&amp;cat_id=523</a> (会報別冊269号) <a href="https://eiopa.europa.eu/regulation-supervision/insurance/solvency-ii/solvency-ii-technical-specifications">https://eiopa.europa.eu/regulation-supervision/insurance/solvency-ii/solvency-ii-technical-specifications</a>		

P27

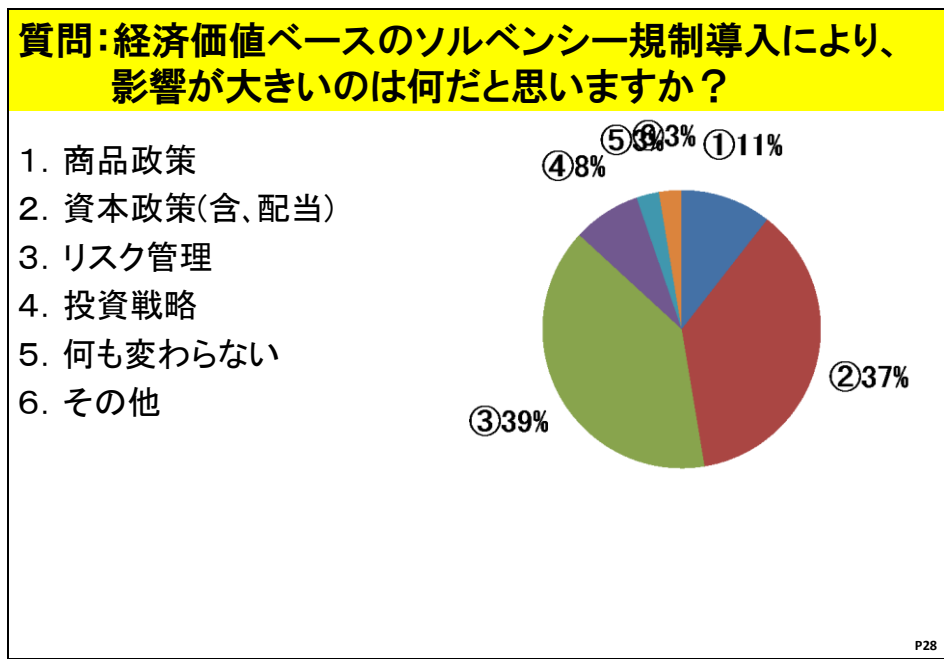
このスライドでは、オムニバスⅡに盛り込まれた長期保証契約への緩和措置の概要とその効果を記載しております。どのようなものか簡単に触れておきますと、まず、ボラティリティ調整ですけれども、金融市場がストレス状態にあると当局が認定した場合、割引率に当局所定の金利を一律上乗せすることによりまして、リスク性資産の圧縮インセンティブを緩和させるということで、悪循環に陥ることを防ごうとするものです。

次のマッチング調整は、資産と負債のキャッシュフローがマッチングしており、将来キャッシュフローの予見可能性が高い契約について、対応資産の利回りをもとに、高い割引率を使用できるようにするというものです。資産と負債がマッチングしている実態が計算に反映され、金利変動の影響を回避しようとするものです。超長期金利の補外、こちらは一定年限までの金利は市場の値を用いますけれども、それより長期の年

限の金利は固定的な値に収束させるというもので、こちらも金利の変動による影響を軽減させる効果があるということになります。

最後に、移行措置ですけれども、こちらは基準導入後、一定年数にわたり、新基準と現行基準の割引率を補間した率を使用するというものです。いずれも、保険負債に与える金利変動の影響を軽減させようとするものですけれども、足元の市中金利を割引率として用いて、経済価値ベースで評価をしましょうという純粋な考え方からは、少し離れたものとなっております。この移行措置なのですけれども、最大16年間にわたりというように書いてございます。2016年にソルベンシーⅡが導入されることになりましたので、最大2031年までは、現行基準の影響が残り続けるということで、完全な移行には、かなり長期間を要するという事かと思えます。こちらが、欧州の状況となります。

ここでまた、質問をさせていただきたいと思えます。経済価値ベースのソルベンシー規制の導入により、影響が大きいのは何だと思えますかということです。商品政策だと思う方は1番をお願いします。資本政策だと思う方は2番、リスク管理だと思う方は3番、投資戦略だと思う方は4番、何も変わらないのではないかといい方は5番、その他は6番ということです。はい、お願いします。



大体、出そろいましたね。それでは見てみましょう。リスク管理が一番多いという結果になりました。続いて、資本政策という方がほぼ同数いらっしゃるというところですね。続いて、商品政策、投資戦略と続き、重なってしまって、よく見えないですけれども、何も変わらない、その他という方も3%と、少ない結果となりました。アクチュアリーの仕事が増えるということかと思えますので、アクチュアリー団体としては喜ばしいことかと思えます。

次は、米国の状況でございます。

#### 4-(1) 現行基準の状況

- 米国は各州が規制の設定主体であり、規制は州によって区々であるが、州監督官の組織であるNAICが「RBC規制」と呼ばれるモデル規制を提示しており、枠組みは統一されている
  - RBC規制は、日本のソルベンシーマージン基準策定の際に参考としたものであり、概ね日本と同様の枠組み

[米RBC規制の概要]

##### 資産・負債評価(ソルベンシー・マージン)

監督目的の会計基準(SAP)に基づき評価  
 資産評価: 債券は償却原価、株式は時価  
 非認容資産が定められており、一部の資産は計上不可  
 負債評価: 法定の責任準備金。伝統的な保険に関しては、評価用の死亡率・利率も法定

##### 要求資本(リスク量)

リスクカテゴリごとに定められたリスク量を統合して要求資本とする  
 リスクカテゴリは以下の通り  
 C1: 資産リスク(普通株の30%等)  
 C2: 保険リスク(危険保険金の0.09%等)  
 C3: 金利リスク(責任準備金の0.77%等)  
 C4: 経営リスク(保険料の3%等)  

$$\text{リスク} = C4 + \sqrt{(C1 + C3)^2 + C2^2}$$

日本アクチュアリー会 保険2(生命保険) 第6章「ソルベンシー」

P30

米国の現行の基準ですが、こちらの方は、例えば、要求資本の方を見ていただきますと、資産リスク、保険リスク、金利リスク、経営リスクとありまして、二乗してルートして足すというように書いてあるということで、日本のアクチュアリーからすると、非常になじみ深い基準かと思えます。冒頭でも申し上げましたとおり、RBC規制を参考にして作られておりますので、当然のことながら、日本の基準とよく似たものとなっているというところがございます。

#### 4-(2) 見直しプロジェクトの実施

- 米国は、SMI (solvency modernization initiative)と称するソルベンシー基準の見直しプロジェクトを実施
  - 2008年にプロジェクトを開始し、2013年8月に見直しの方向性について採択

[SMIの経緯・スケジュール]

2008年	NAICがソルベンシー近代化イニシアチブ(SMI)のプロジェクトを立ち上げ	欧州ソルベンシーII等の国際動向を分析し、米国制度の改定要否を検討することを出発点として発足
2009年	「SMIにおいて検討すべき論点」を公表	主要論点として以下を列挙 ・フレームワーク、ロードマップの公表 ・ソルベンシーIIやIASB保険プロジェクトの調査 ・採用する可能性のあるアイデアの特定 等
2012年	3月「米国の州ベースの保険財務規制システムとソルベンシー近代化イニシアチブ」(ホワイトペーパー)のドラフトを公表	
2013年	8月、NAIC(全米保険監督官協会)が、上記ホワイトペーパーを採択	

[http://www.naic.org/index\\_smi.htm](http://www.naic.org/index_smi.htm)

P31

欧州では、ソルベンシーIが荒っぽ過ぎるので、早々に変更を検討しなければならないという状況だったわけですが、アメリカでは、欧州の現行の手法に比べれば、細かな計算がなされておまして、そのような状況ではないということです。ただ、アメリカにおきましても、見直しの動きはございまして、ソルベンシー近代化イニシアチブ、略してSMIと称するプロジェクトがございまして、こちらは2008年から着手されまして、見直しの方向性について記載した報告書が2012年3月に公表されました。この報告書はホワイトペー

パーと呼ばれておりますけれども、2013年8月に、このホワイトペーパーが全米保険監督官協会、NAICによって採択されておりました、2013年12月をもって、SMIを推進してきた作業部会は散会しております。このことから、ソルベンシー見直しの方向性についての大枠の議論は完了したということかと思いません。

### 4-(3) ホワイトペーパーで示された方向性

■ 2013年8月に公表されたホワイトペーパーでは、市場整合的評価に対し、慎重に捉える方向性が示されている

[ホワイトペーパーで示された方向性]

資産・負債評価(ソルベンシー・マージン)	要求資本(リスク量)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IFRSとのコンバージェンス等のUS-GAAPの変化に対し、ソルベンシーの観点から、評価に関し適切な調整を加えることが必要。(17)</li> <li>－ その例の一つとして、保険契約への全面的な市場整合的評価がある。公正価値評価の下では、市場の一時の変動により、保険会社の財務状況が大きく変動し、本来健全な保険会社を、当局の管理化においてしまう懸念がある。(18)</li> <li>－ 既存の評価には保守性が含まれており、これがRBC規制の健全性の一部を担ってきた。(97)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RBC規制は当局の直接的な介入のトリガーと位置づけられる。(93)</li> <li>・ カタストロフィックリスクや信用リスクについて改善の余地がある。また、相関の取扱(2乗してルート)についても検討中。(98,100)</li> <li>・ 信頼水準とタイムホライズンについては、リスクの特性に応じて決める必要がある。現時点で一律の値を決めることは出来ない。(102,103)</li> </ul>

[http://www.naic.org/index\\_smi.htm](http://www.naic.org/index_smi.htm)  
 括弧内の数字は、該当箇所のSection 5の Paragraph番号

P32

ホワイトペーパーで示された内容を少し見てみます。欧州のソルベンシーIIでは、非常に重要視されている経済価値ベースに対して、かなり慎重に捉える方向性が示されているというところです。資産・負債評価に関して、資料の(18)とあるところですが、そこを読みますと、「公正価値評価の下では、市場の一時の変動により、保険会社の財務状況が大きく変動し、本来健全な保険会社を、当局の管理下に置いてしまう懸念がある」と記載しています。要求資本に関しては、ソルベンシーIIでは12か月、99.5%というような一律の水準を定めておりましたけれども、こちらでは、「信頼水準やタイムホライズンについては、リスクの特性に応じて決める必要がある。現時点で一律の値を決めることは出来ない」という立場を示しております。ということで、米国では、経済価値ベースに直ちに移行するつもりはないという状況になっております。

最後は、日本の状況についてです。

## 5-(1) 経済価値ベースのソルベンシー基準に対する日本の動向

■ 国際的な動向を受け、日本においても、金融庁は経済価値ベースソルベンシー基準の検討を進める方向性を示している

〔ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム報告書 平成19年4月〕(2007年)

I 基本的考え方 4.経済価値ベースのソルベンシー評価 (1)ソルベンシー評価の方向性

- ・ソルベンシー規制の今後あるべき姿として、経済価値ベースで保険会社のソルベンシーを評価する方法を目指すべきである。このような評価手法を導入するに当たっては、新しい手法を導入するための検討課題や困難性について十分に研究を行いながら進める必要がある。
- ・我が国における経済価値ベースでのソルベンシー規制の導入に向けた検討や試行を十分なスピード感をもって進めていく必要がある。

<http://www.fsa.go.jp/singi/solvency/20070403.pdf>

〔平成27 事務年度 金融行政方針〕(2015年)

資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討

- ・財務状況の的確な把握やリスク管理の高度化を図るため、資産・負債を経済価値ベースで評価する考え方が、保険会社の中でも内部管理手法として広がっている。金融庁としても、関係機関とともに経済価値ベースのソルベンシー規制について検討作業を進めてきた。また、国際的にも、経済価値ベースで資産・負債を評価する基準作りが、IAISやIASBにおいて、それぞれ2019年、2016年に最終化することを目指して議論されている。
- ・こうした状況を踏まえ、引き続き、国際的な議論への貢献・フォローを行いつつ、我が国におけるソルベンシー規制について具体的な検討を進めていくとともに、標準責任準備金制度、商品審査のあり方、監督会計と財務会計のあり方等を含め、より広範な議論を行っていく。

<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>

P34

経済価値ベースのソルベンシー基準に関し、日本の検討開始の非常に重要なターニングポイントは、2007年4月の「ソルベンシー・マージン比率の算出基準に関する検討チーム報告書」ではないかと思えます。この中では、いわゆる短期的見直しと中期的見直しについての記載がございました。短期的見直しについては、皆さんご存じのとおり、すでに完了しております。中期的見直しの方向性に関しましては、報告書から該当部分を抜粋して、スライドに記載をしております。読み上げますと、「ソルベンシー規制の今後あるべき姿として、経済価値ベースで保険会社のソルベンシーを評価する方法を目指すべきである」としており、「我が国における経済価値ベースでのソルベンシー規制の導入に向けた検討や試行を十分なスピード感をもって進めていく必要がある」としております。さらに直近の、平成27事務年度金融行政方針の中でも、「国際的な議論への貢献・フォローを行いつつ、我が国におけるソルベンシー規制について具体的な検討を進めていく」と記載されております。

## 5-(2) 日本におけるフィールドテスト

■ 金融庁は、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入の検討に向けて、全保険会社を対象としたフィールドテストを2010年に続いて、2014年6月にも実施

〔経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの実施について〕(2014年金融庁)

趣旨 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年6月に全保険会社を対象としたフィールドテストを実施し、規制導入に向けた実務的な課題等が明らかになったところだが、現在も検討の途上</li> <li>・各保険会社において、改めてフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対応状況を把握するとともに、その過程で抽出された実務上の課題等を今後の導入に向けた検討に活用</li> </ul>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保険会社を対象に、アンケート方式により、(1)経済価値ベースの保険負債評価、(2)資産負債の一体的な金利リスクの計測等を実際に行うことを要請し、その過程における課題等の報告を求める</li> <li>・計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、金融庁が提示。その際の計算方法は、IAISやEU等で検討されている内容と基本的に整合的なもの。また、リスク係数の前提となる信頼水準は、EU等の経済価値ソルベンシー規制を参考にした水準(99.5%)</li> <li>・既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている先進的な保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を実施</li> <li>・回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された主な課題等について、概要を公表(個別の結果は公表しない)</li> </ul>

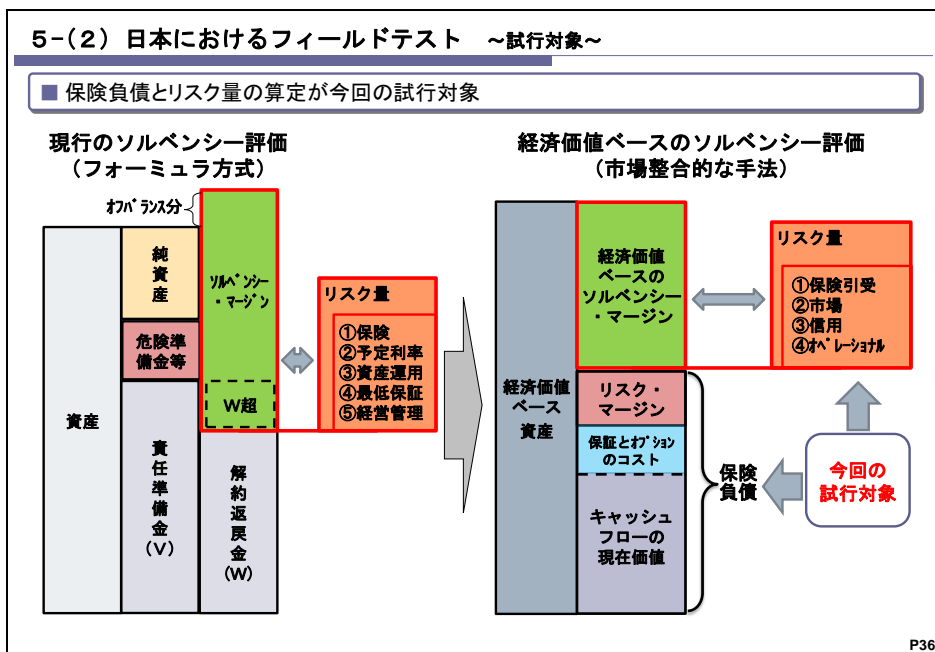
<http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140630-2.html>

P35



このような中期的見直しの方向性に基づき、日本においても、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入の検討に向け、フィールドテストが実施されております。スライドには、2014年6月に実施されたフィールドテストの概要を記載しております。フィールドテストでは、経済価値ベースの保険負債評価、資産・負債の一体的な金利リスクの計測などを、仕様書に則り実際に行うことを要請しておりまして、その過程における課題などの報告を求めるようになっております。その際の計算方法なのですが、IAISやEUなどで検討されている内容と、基本的に整合的なものであるとしておりまして、リスク係数の前提となる信頼水準についても、ソルベンシーIIを相当意識したものになっているというところでございます。

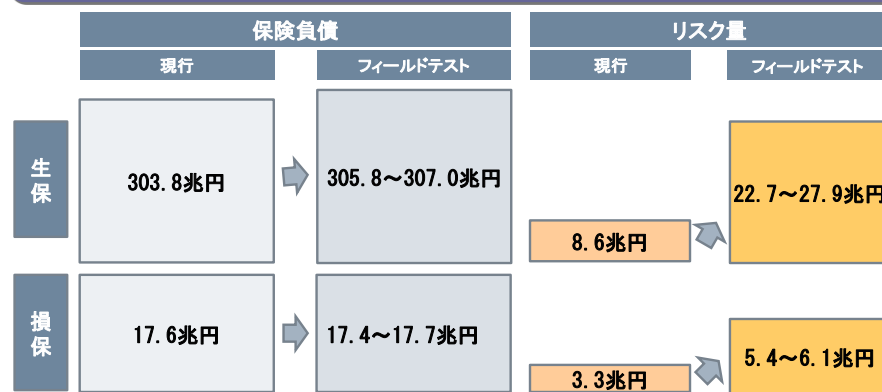
一方で、自主的に、内部管理で実施している会社については、どのようにやっているのかということについて回答を求めるようになっておりまして、EUのソルベンシーIIを参考にしつつも、日本に最適なソルベンシー規制の在り方を検討していくというようなどころかと思えます。こちらのフィールドテストの結果につきましては、2015年6月に概要が公表されています。



こちらのスライドなのですが、図示をただけなのですが、今回、フィールドテストで対象となっているものは、実は、この保険負債の部分とリスク量の部分のみです。経済価値ベースのソルベンシー・マージンを算定するためには、経済価値ベースの資産のところも必要なのですが、実は、そこは対象とはなっていないということがございます。

## 5-(2) 日本におけるフィールドテスト ～結果概要～

- 生保においては、経済価値ベースの保険負債は、現行の保険負債よりも若干多く、損保においては、ほぼ横ばい
- リスク量は、現行制度におけるリスク量に比べ増加
- 全社ベースの経済価値ベースの純資産を簡易的に計算し、「資本・リスク比率」を算出した結果は、生保合計で約150～190%程度、損保合計で約190～220%程度



<http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150626-8/01.pdf>

P37

こちらのスライドが2015年6月に公表された結果でございます。生保では、現行の保険負債よりも、フィールドテストで実施した、経済価値評価の方が若干、負債が大きくなっています。損保においては、ほぼ横ばいというような状況でした。今、幅で書かれているのですが、今回のフィールドテストでは、複数の方法で算定が要請されておりまして、その最大値と最小値が記載をしているということでございます。生保が少し、現行よりも大きくなってしまったことは、低金利の影響なのではございますけれども、この程度の差に収まっていることは、保険料に含まれている安全割増などがあるおかげであるというようなコメントが付されているというところです。

リスク量ですけれども、こちらは生損保ともに、大きく増加をしております。特に、保険引受リスクや市場リスクというところでは、現行リスクの数倍、生保の保険引受リスクは5倍から7倍ぐらまで増えていたかと思っております。また、金融庁で、経済価値ベースの純資産を簡便的に算定したとのことで、資本・リスク比率も公表されています。手法により、幅がございまして、生保では150から190、損保では190から220というところで、随分、現行の水準からすると、小さくなったと感ずるかもしれませんが、例えば、ソルベンシーIIに基づいたEUの水準は、2011年の調査なのですが、ヨーロッパでは165%ということで、時点や手法も違いますので、単純な比較はできませんけれども、水準感が大きく違うということはないのかと思っております。

時間になってしまいましたので、最後に少し、導入時期について聞こうかと思いましたが、それはまたにしたいと思っております。少し駆け足になってしまいましたけれども、以上で、私のご説明を終了させていただきます。ご清聴、どうもありがとうございました。

【司会】 宮野さん、どうもありがとうございました。ご質問の時間をと思ったのですが、ちょうど時間になりましたので、以上で本セッションを終わりにしたいと思います。